

週休２日工事に関するＱ＆Ａ

高 槻 市

〔用語の定義〕

1. Q：工事着手日とは？

A：工事着手とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいいます。

2. Q：準備期間とは？

A：契約日から本体工事または仮設工事の着手日までの期間とします。

3. Q：現場着手日とは？

A：現場施工に着手した日とします。現場着手に当たっては、施工計画書の承諾を受けて下さい。

4. Q：跡片付け期間とは？

A：工事の完成に際して、受注者が所有する機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物（現場事務所等）を撤去し、現場及び工事に係る部分の清掃等に要する期間とします。

5. Q：各種検査期間とは？（建築・建築設備工事対象）

A：現場作業終了日の翌日から完成通知日までの期間に行う関係官公庁等が実施する検査の期間とします。（令和6年12月更新）

〔週休2日の考え方〕

6. Q：現場着手前の地元説明会や地元の代表者への挨拶等は対象期間に含まれますか？

A：対象期間には含みません。

7. Q：施工箇所が点在している工事は、施工箇所ごとに週休2日を判断するのでしょうか、それとも1工事として判断するのでしょうか？

A：施工箇所が点在していても、週休2日については工事全体を1工事として判断します。

8. Q：工場製作期間は対象外ですが、工場製作工程のみ対象外でしょうか？当該工事の現場における製作以外の作業（事務作業も含む）も、その期間は対象外でしょうか？

A：工場製作工程のみ対象外であり、工場製作期間と現場作業が並行して実施するものであれば現場作業は対象期間となります。

9. Q：雨天等の影響で明日を急に現場閉所としたい場合（施工予定日を現場閉所日に変更）、

事前に共有している現場閉所日を施工日に変更できますか？

A：降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとして
います。現場閉所日の変更については、受発注者間で工程表を共有することで、そ
の都度変更が可能となります。

10. Q：作業員等が現場に出勤後すぐに降雨があり、現場作業ができない場合は、現場閉所
になりますか？

A：現場に出勤後降雨等があり作業をせずに、すぐに現場を離れていれば現場閉所です
が、その後で現場事務所で事務作業等をしている場合は、現場閉所とはなりません。

11. Q：台風接近や豪雨予想等の気象情報により、作業を予め中止とし閉所したが、現場の
巡回パトロールや現場事務所に社員が待機した場合は閉所となりますか？

A：現場のパトロールや台風等の自然現象を要因とする現場事務所への待機は、現場閉
所となります。

12. Q：夜間作業における現場閉所の取り扱いはどうなるのでしょうか？仮に、金曜
日 22時から土曜日 6時まで施工し、次に日曜日 22時から月曜日 6時まで施工し
た場合、1日閉所として扱われますか？

A：金曜日 22時から土曜日 6時の施工は、金曜日（夜間）の勤務であり、土曜日の勤
務とは考えません。日曜日 22時から月曜日 6時についても同様に日曜日（夜間）の
勤務となります。その間の土曜日については24時間以上閉所しているので、現場閉
所となります。

13. Q：年末年始及び夏季休暇の前後に集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日
となりますか？仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日間
は現場閉所日となりますか？

A：対象期間には、年末年始6日間と夏季休暇3日間は含まないことになっています。
ただし、この前後に現場閉所した場合は、どちらも2日間は現場閉所日となります。

14. Q：対象期間が4週（28日）未満だった場合の現場閉所率はどのように考えればいい
ですか？

A：対象期間内の現場閉所の日数を対象期間の日数で除して算出してください。

なお、現場閉所率は、少数第2位以下を切り捨てとします。

・例：8日／26日×100＝30.7％

14-2. Q：実稼働日数が5日未満であるとして、「労務費等の補正を行わないもの（補正対象

外)」で発注された工事であっても、結果として実際に施工した期間（対象期間）が 5 日以上になった場合は、労務費等の補正が行われるのでしょうか？

A：労務費等の補正は行いません。

（令和 6 年 5 月追加）

15. Q：現場着手後の予期しない休日稼働は、現場閉所になりますか？

A：地元対応や雨天時のパトロール等、休日に予期しない稼働が必要となった場合は、現場閉所扱いになります。ただし、受注者が現場閉所計画書提出前に発注者が予め指定した地元説明会や見学会等については現場閉所になりません。

16. Q：要領の第 4 条第 4 号の現場閉所の定義で示される「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか？

A：次のような作業が考えられます。

- ①現場の定期的な巡回パトロール
- ②災害の発生を防止するための作業
- ③災害発生時の復旧作業
- ④現場内に設置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検作業
- ⑤コンクリート養生等の品質確保に必要な最低限の作業

17. Q：関連工事や分離発注工事において、同一現場に複数の受注者がいる場合、全ての工事で現場閉所の合意が必要でしょうか？また、現場閉所を行う場合は、全ての受注者が同日に現場閉所を行う必要がありますか？

A：受注者間での合意の必要はありません。また、現場閉所については、発注工事単位で現場閉所を判断します。

18. Q：対象工事として進めてきたが、工事途中で警察協議等により 24 時間交通誘導警備員を配置することになった。この場合、交通誘導警備員以外は週休 2 日が可能であることから対象工事として進めてよいでしょうか？

A：交通誘導警備員以外は週休 2 日の実施が出来ていて、変更により交通誘導警備員が 24 時間配置となった場合、交通誘導警備員各自が週休 2 日の確保が確認出来れば週休 2 日達成となりますので対象工事となります。

19. Q：工程を守るため、プレキャストの導入による生産性の向上を図る場合、設計変更の協議対象となるのでしょうか？

A：週休 2 日を実施するために、プレキャストを導入することは、協議対象とはなりません。

20. Q : 週休 2 日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなったが、これを理由に工期延期は認められますか？

A : 週休 2 日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由での工期延期は認められません。ただし、現場条件等によって要した不測の日数については、従来どおり協議を行って下さい。

21. Q : 受注者希望型における労務費等の補正の設計変更はいつ行いますか？

A : 現場作業の終了後、現場閉所率を確定させて設計変更を行い、跡片付け期間に契約変更の手続きを行いますので必要な期間を確保するように留意して下さい。

22. Q : 週休 2 日工事に関する実施の流れを教えてください。

A : 使用する様式は以下のとおりです。

様 式 名	発注者指定型	受注者希望型
週休 2 日届出書 (様式 1)	—	○
現場閉所 (計画・実施報告) 書 (様式 2)	○	○
週休 2 日変更届出書 (様式 3)	—	○

※様式については市のホームページを参照して下さい。

【発注者指定型】について

①現場着手日までに、現場作業終了日までの週休 2 日の予定を記入した「現場閉所計画書 (様式 2)」を提出し、監督職員の確認を受けます。

なお、複数年工事の場合は年度ごとに提出してもよいこととします。

②現場着手日以降は、①で作成した「現場閉所計画書 (様式 2)」に当月の現場閉所実施日を記入した当月確定分の「現場閉所実績報告書 (様式 2)」を翌月 5 日までに提出します。発注者指定型の工事は、週休 2 日に取り組むことを前提としているため、確実に取り組んで下さい。(計画と実績の閉所日数に乖離が生じ 4 週 8 休の達成が見込めない場合は、計画を見直しの上、提出します。)

③現場閉所率が確定した際は、関係書類を添付し「現場閉所実績報告書」を監督職員に提出し、確認を受けます。

④発注者指定型は、労務費等の補正を当初設計より計上しています。4 週 8 休 (現場閉所率 28.5%以上) の達成が見込まれない場合は、達成状況に応じて 4 週 7 休及び 4 週 6 休の補正率により減額の設計変更をします。なお、現場閉所率が 21.4%未満の場合は、当該補正分を減額する設計変更を行います。

現場閉所率 28.5%以上	4 週 8 休
25.0%以上28.5%未満	4 週 7 休

21.4%以上25.0%未満	4週6休
21.4%未満	補正なし

【受注者希望型】について

①現場着手日までに、受発注者間で週休2日の取組について協議を行い、週休2日届出書（様式1）を提出します。

※現場着手後に週休2日の実施の意向について「実施しない」から「実施する」に変更はできません。

②週休2日の取組を実施する場合は、発注者指定型の①～③と同様に取り組みます。達成状況に応じ、4週8休、4週7休、4週6休の補正率により増額の設計変更をします。なお、現場閉所率が21.4%未満の場合は、労務費等の補正は行いません。

※現場着手後の事情により週休2日の取組を「実施」から「実施しない」に変更する場合は、協議の上「週休2日変更届出書（様式3）」を提出します。

令和6年4月1日以降に契約締結する工事から適用する。